

広報



あみ

人と自然が織りなす、輝くまち



主な内容

- フレンドリータウンデイズ2014「阿見の日」… 2
- まい・あみ・まつり2014実行委員会からのお知らせ… 3
- 『阿見町立学校再編に関する基本方針』策定… 14
- 紹介します!平成26年度の統計調査員さん… 16
- ようこそ ふれあい地区館へ…………… 20

子どもたちの

健やかな成長を願って

町では、乳幼児の疾病の早期発見に努めるため、乳幼児健診を実施しています。また、保護者の皆さまへ育児に関する情報提供や育児相談を行っています。(写真は6月10日に実施された2歳6か月健診の様子。)

鹿島アントラーズFC フレンドリータウンデイズ2014 『阿見の日』



企画財政課振興係 ☎888-1111 (222-719)

8月16日(土)

J1リーグ第20節 VS ヴァンフォーレ甲府
午後6時30分キックオフ
県立カシマサッカースタジアム

■試合へのご招待・ご優待

中学生以下と65歳以上の人、ファンクラブ会員は無料でご招待します。また、町内に在住・在勤・在学の人を対象に、指定席またはサポーターズシートに1,000円でご優待します。7月から役場(商工観光課・企画財政課など)、中央公民館、各地区公民館・ふれあいセンターで『チケット引換券』を配布します。

当日は、この『チケット引換券』と町内在住・在勤・在学を証明できるものを持参のうえ、下図のイベント窓口にお越しください。指定席は先着順となります。

▼引換開始:午後2時から

■カシマサッカーミュージアムツアー

普段立ち入ることのできないピッチ・ウォーミングUPゾーン・ミュージアムなどスタジアム内を鹿島アントラーズFCのスタッフがご案内します。

▼対象:町内在住・在勤・在学の人

▼募集人数:20人(定員を超えた場合は抽選)

▼申込期間:7月25日(金)まで(必着)

▼申込方法:往復はがきに必要な事項(代表者の氏名・住所・電話番号・参加者氏名)を記入のうえ、下記に郵送する。

ご家族の人数、または5人まで申込可。後日結果を通知します

▼郵送先:〒300-0392 阿見町中央一丁目1番1号 阿見町役場企画財政課あて

▼集合時間:午後3時15分(出発は午後3時30分)

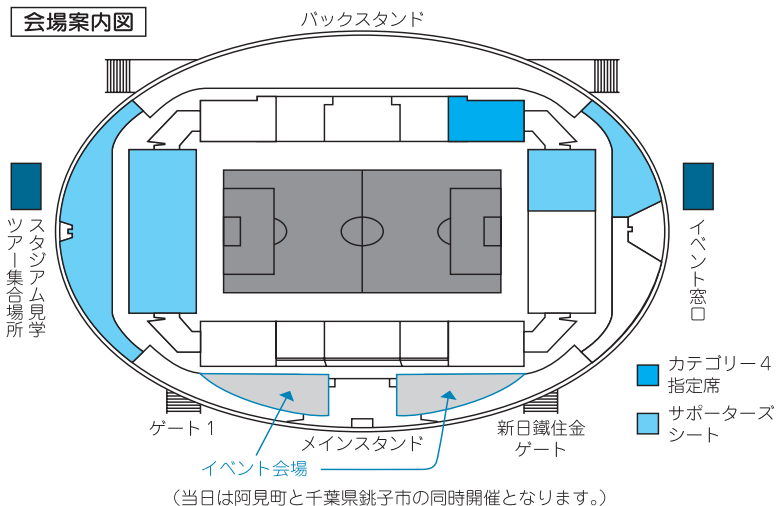
▼集合場所:スタジアム見学ツアー集合場所(下図参照)

※入場チケットが必要となりますので、チケット引換後に集合してください

▼料金:大人300円 小中学生100円

▼所要時間:約40分

▼注意事項:小学生以下のお子さまは保護者の同伴が必要となります



■町PRイベント『まい・あみ・マルシェ』開催

当日、スタジアム内2階メインスタンドコンコースの「阿見町イベント会場」において、特産品販売や芸能披露などの阿見町PRイベントを実施します。

ぜひご来場ください。

※イベント参加時の不可抗力によるけがなどについては責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください

まい・あみ・まつり 2014 実行委員会からのお知らせ

実行委員会事務局 ☎888-1111 (173)

■ ■ ■ ステージでの催し ■ ■ ■

8月2日(土)

ジュニアフェス 子どもたちが、歌や踊りなど多彩な芸を披露します。個性あふれる子どもたちの演技をお楽しみください。

イバライガーショー 平和を愛する思いが生んだ「BARAKI」のヒーロー。町に出現した悪と戦います！

アミューズフェス Part1 町内の達人たちがとっておきの芸を披露します。さまざまな芸を存分にお楽しみください。

常陸陣太鼓 陸上自衛隊武器学校の有志が結成した『常陸陣太鼓』。迫力ある太鼓の音と鮮やかなバチさばきをお楽しみください。

8月3日(日)

まい・あみ・アンバサダーオーディション 2014 18歳以上の阿見町大好き人間が集まります。今年は特別に5人をアンバサダー(大使)に選出します。

JA 協賛 地域振興ショー 従来のキャンペーンガールの枠を超えた、JA初のアーティスト『nozomi ガール』。軽快なボーカル&ダンスユニットをお楽しみください。

アミューズフェス Part2 アミューズフェス2日目は、ダンスを中心としたステージパフォーマンスをお楽しみください。

芸能ショー ニセモノだらけの真夏の紅白歌合戦。芸はホンモノ!? どうぞ期待!!

※各催しの時間や内容などの詳細は、後日配布されるプログラムにてご確認ください



■ ■ ■ ストリートでの催し ■ ■ ■

8月2日(土)

大人神輿巡行・子どもみこし はんてん姿の老若男女が町内自慢の神輿を担ぎ上げ、山車を引き、威勢のよい掛け声を響かせます。

8月3日(日)

わいわいパレード 子どもたちとアミゴンによる可愛いパレード。アミゴン Jr『ピース&さくら』も登場します。一緒に行進してくれたちびっこには、アミゴンサブレをプレゼント♪

よさこいソーラン 町内各団体の踊り子が鮮やかで息のあった舞を披露します。ご期待ください!

盆踊り 町内の団体・企業からなる踊り手が練習の成果を披露します。曲はおなじみの『阿見音頭』と『新阿見音頭』の2曲構成です。

■ ■ ■ ステージ部会からのお知らせ ■ ■ ■

ステージ式典部会のボランティア募集

▼日時:8月1日(金)~4日(月) ※時間は応相談、一部でも可

▼内容:ステージの準備・進行の手伝い・片づけなど

▼申込方法:7月18日(金)までに、電話または直接上記に申し込む

■ ■ ■ クリーン3か条にご協力を! ■ ■ ■

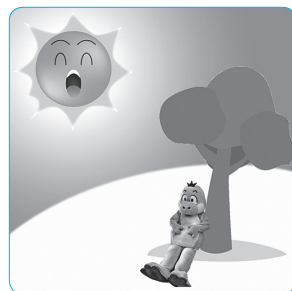
まい・あみ・まつりクリーン3か条にご協力をお願いします。

1. ごみの持ち帰りに協力します
2. ごみを指定の場所以外には捨てません
3. ごみを見つけたら指定の場所に捨てます

■ 熱中症にご注意を! ~熱中症は適切な対策をすれば予防できます~

熱中症の予防法

- ① 体調を整える! 特に睡眠不足や風邪ぎみなど、体調の悪い時は炎天下での長時間の活動は控え、無理をしないで早めに休憩をしましょう。
- ② こまめに水分・塩分補給する! 夏場は汗と一緒に塩分も失われます。体温調整が十分でない、子ども・高齢者・障害者の人は、ご注意ください。
- ③ 服装に注意する! 通気性の良い服を着て、外出時にはきちんと帽子をかぶりましょう。



▲こまめに水分補給を!

各種予防接種 はお済みですか？



健康づくり課保健予防係 ☎888-2940

麻疹風疹混合

麻疹風疹混合予防接種は、第1期（1歳～2歳未満）と第2期（年長児）の2回接種が必要です。今年
は全国での麻疹の報告者数が、4月上旬時点で昨年1年間を上回っています。麻疹や風疹予防のために、
まだ接種がお済みでない人は、早めに接種を受けてください。

▼接種対象期間

第1期：1歳～2歳未満の1年間

第2期：平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれのお子さんで就学前の1年間（平成26年4月
1日～平成27年3月31日まで）

日本脳炎

日本脳炎の予防接種後に重い病気になった事例をきっかけに、平成17年度から平成21年度まで日本脳炎
の予防接種のご案内を行いませんでした。その後、新しいワクチンが開発され、現在は日本脳炎の予防接種を
通常通り受けられるようになっていきます。平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれで、日本脳炎の予
防接種1期・2期の接種が終わっていない人は20歳までの間、接種を受けることができます。母子健康手帳
を確認し、日本脳炎の予防接種が不足している場合は接種を受けてください。

▼日本脳炎予防接種の標準的な受け方（参考）

		接種年齢	接種回数・間隔
1期初回	1回	3歳～4歳	6日～28日の間隔をおいて2回接種
	2回		
1期追加		4歳～5歳	1期初回接種後、おおむね1年おいて1回接種
2期		9歳～13歳未満	1期追加のおおむね5年後に1回接種

※9歳を過ぎた人は、2期の接種を受けることができます

2種混合（ジフテリア・破傷風）

2種混合予防接種は幼少期に接種した3種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風）でついた基礎免疫を強くする
ために、11歳以上13歳未満のお子さんに行う予防接種です。小学校6年生の保護者には4月に予診票と案
内を送付しましたのでご確認ください。幼少期の3種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風）を接種していない場
合は、接種方法について下記の問い合わせ先にご連絡ください。

予防接種の受け方

予防接種協力医療機関に事前に予約をし、接種の際は『予防接種予診票』『母子健康手帳』『保険証』を持参し
てください。お手元に予診票がない場合は、予診票を発行しますので保護者が母子健康手帳と印鑑を持参のう
え、健康づくり課窓口にお越しください。

※転出間際の予防接種を予定されている人は、健康づくり課までお問い合わせください

子育てを応援します

みなさん、こんにちは。

梅雨の晴れ間の青空が少しずつ広がるようになり、夏がもうすぐそこまで来ているようです。暑い季節になりますが、体調に気をつけて過ごしていきたいですね。

今回の子育てシリーズは、0～2歳児の『生活』に関するQ & Aです。



Q:オムツ替えや着替えを嫌がります

「汚れちゃったからお着替えしようね。」「おしっこでたね。きれいにしようね。」などと清潔になる心地よさを味わえるように言葉掛けをし、「お洋服にくまさんがいるよ。」「ズボンのトンネルに〇〇ちゃんの足が通ります。」など遊びの感覚を取り入れ、興味を持たせてみましょう。嫌がらずに出来た時や、自分からやろうとした時には十分に褒めてあげることも大切です。嫌がる原因が他にあることも考えてみましょう。衣服と皮膚がこすれて痛い部分がないか、オムツがぶれなどでお尻が赤くなっていないかなども確認しましょう。



Q:座って食事をしてくれずに困っています

歩けるようになったり、自分で自由に動けるようになったりすると、椅子に座るのを嫌がる時期がありますね。日中はたっぷり活動し、おやつや食事は出来るだけ決まった時間に食べるようにしていくことも良いかと思えます。「お腹が空いた。食べたい!」と食事の時間が楽しみになることが一番です。食事に集中出来るような環境を整え、家族がみんなと一緒に食事出来るように心掛けてみましょう。大人がお手本になり、お子さんと向かい合って「おいしいね。」「にんじんだよ。」などと言葉を掛けながら、ゆったりとした気持ちで食事をする楽しさを味わえるようにしていきましょう。



Q:夜、なかなか寝付けずに寝るのが遅くなってしまいます

- ・朝起きる時間は遅くないですか。
- ・日中は十分に遊びを楽しんでいますか。

など、一日の生活リズムを振り返った時、改善ポイントが見えてくると思えます。寝るのが遅くなってしまうと、朝起きるのも遅くなってしまいます。朝起きる時間は出来るだけ同じ時間にするといいですね。日中は、外気に触れて散歩をしたり、体を動かしたりして好きな遊びを十分に楽しみましょう。また、昼寝の時間が長すぎたり、夕方近くの時間になったりしないようにしましょう。絵本を読むなどして眠る前の習慣をつけるのも良いでしょう。一日の生活リズムを整え、早寝早起きの習慣をつけたいですね。



各保育所・保育園についての問い合わせ:児童福祉課☎888-1111(168)

8月から新しくなります

後期高齢者医療被保険者証

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

▼自己負担割合の判定

区分	負担割合	判定基準
現役並み所得者	3割	本人または同一世帯内の被保険者の住民税の課税所得が145万円以上である ※文中『現役並み所得者』参照
一般	1割	上記以外

※所得の変更により、負担割合が変わることがあります

被保険者証の更新

後期高齢者医療制度の被保険者証の有効期限は7月31日までとなっており、8月から更新となります。また、『後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証』についても、8月から更新となります。

後期高齢者医療制度の被保険者証の有効期限は毎年7月31日までとなっております。新しい被保険者証は7月下旬に郵送します。医療機関での自己負担割合には『1割』と『3割』があり、

▼被保険者証

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成27年 7月31日	
被保険者番号	
住所	
氏名	
生年月日	
資格取得年月日	
発効期日	
交付年月日	
一部負担金の割合	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39084439 茨城県後期高齢者医療広域連合

前年の所得をもとに判定され、毎年8月1日からの1年間の負担割合が決まります。後期高齢者医療保険料の納め忘れがありますと、8月以降の被保険者証の有効期限が短くなる場合があります。まだ納付されていない人は、お早めにお納めください。※有効期限を過ぎた古い被保険者証は、国保年金課窓口までご返却いただくか、切り刻むなどして各家庭の責任で処分してください。

▼限度額適用・標準負担額減額認定証

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
被保険者番号	
住所	
氏名	
生年月日	
発効期日	
有効期限	平成27年 7月31日
適用区分	
長期入院該当年月日	保険者印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39084439 茨城県後期高齢者医療広域連合

▼現役並み所得者（3割負担）…同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる人。ただし、被保険者の総収入合計が2人以上で520万円（1人の場合383万円）未満の場合は、申請により『一般』の区分となり1割負担となります。

※このほか、被保険者が1人で同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合、その人も含めて総収入合計が520万円未満の場合には、申請により『一般』の区分と同様となり、1割負担となります

認定証の更新

世帯全員が住民税非課税の人には、『後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、認定証）』が交付されます。この認定証を医療機関に受診する際に提示することで、医療費が1か月の自己負担限度額（保険診療分）までとなります。また、入院時の食事代が減額されます。なお、申請した月の初日から適用されます。有効期限は毎年7月31日までです。現在認定証をお持ちの人で8月以降も引き続き該当になる人は、申請が不要になり、被保険者証に同封されて郵送されます。新規該当者には申請のお知らせを郵送します。

後期高齢者医療制度の 保険料と納め方



国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

▼保険料と賦課限度額

$$\text{保険料(年額)} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

(100円未満切捨て)

均等割額	+	所得割額
定額 39,500円		所得から計算 (総所得金額等※ - 33万円) × 8.0%

賦課限度額(年額) = 57万円

(どんなに所得の高い人でも保険料の上限は年額57万円です)

※総所得金額等とは、『年金収入-公的年金控除』・『給与収入-給与所得控除』・『事業収入-必要経費』等で、各種所得控除前の金額です。また、退職所得以外の分離課税の所得金額(土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の額)も総所得金額等に含まれます

▼均等割額の軽減

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等が次の場合	軽減割合
33万円を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯 ※その他各種所得がない場合	9割
33万円を超えない世帯	8.5割
33万円 + 「24万5千円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯	5割
33万円 + 「45万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯	2割

※収入が公的年金のみの方は、年金収入額から公的年金控除(年金収入額が330万円以下は120万円)を差し引き、65歳以上の人は、さらに高齢者特別控除(15万円)を差し引いて判定します

※複数の年金を受給している人は、優先順位の高い年金が特別徴収対象年金になります。例えば、厚生年金と共済年金を受給している場合、厚生年金が優先順位の高い年金になります

※年金支給額とは、受け取りになっている年金総額ではなく、介護保険料が引き落とされている年金の支給額です

▼受給している年金が年額18万円未満の人

▼年度途中で後期高齢者医療制度に加入した人

※年金支給額とは、受け取りになっている年金総額ではなく、介護保険料が引き落とされている年金の支給額です

『世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計額』が

均等割軽減

保険料の軽減措置

後 期高齢者医療制度の保険料は、2年ごとに見直され、個人ごとに算定して、定額の『均等割』と所得に応じて計算される『所得割』の合計となります。

が58万円以下の人は、所得割額が5割軽減されます。

所得割軽減

基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の人は、所得割額が5割軽減されます。

左表に該当する場合は、保険料の均等割部分が軽減されます。

※軽減判定の注意: 世帯主が後期高齢者医療制度の被保険者でない場合も、世帯主の総所得金額等は軽減判定の対象になります

被扶養であった人の軽減

後期高齢者医療制度の加入日の前日において、被用者保険(全国健康保険協会・旧政府管掌・組合保険・船員保険・共済組合)の被扶養であった人は、均等割額が9割軽減され、所得割額の負担はありません。

※国民健康保険・国民健康保険組合の加入者であった人は該当しません

保険料の納め方

後期高齢者医療制度の保険料の納め方は、▼特別徴収…年金から引かれる方法 ▼普通徴収…納付書や口座振替により納める方法の2通りがあります。

原則として特別徴収となりますが、次に該当する人は普通徴収となります。

▼介護保険料と後期高齢者医療制度の保険料の1回あたりの合計が、1回あたりの年金支給額の2分の1を超える人

▼受給している年金が年額18万円未満の人

▼年度途中で後期高齢者医療制度に加入した人

※年金支給額とは、受け取りになっている年金総額ではなく、介護保険料が引き落とされている年金の支給額です

8月から 更新です

国保税 納めて安心 わが家の健康

国保

お問い合わせは…
国保年金課国保係
☎888-1111(131~133)

国 保から交付されている以下の受給者証や認定証は、毎年7月31日までの有効期限となっており、8月から更新となります。

自己負担割合の判定方法

● 国民健康保険高齢受給者証

70歳から74歳の国保加入者に交付されるもので、70歳になられた月の翌月(1日生まれの人は当月)から高齢受給者証を使用します。現在交付されている受給者証の有効期限は7月31日までです。新しい受給者証は7月中旬にお送りします。前年中の所得に応じて自己負担割合が左記のとおり記載されています。

▼2割(特例措置により1割)
…住民税課税所得が145万円未満で、昭和19年4月1日までに生まれた人

…住民税課税所得が145万円未満で、昭和19年4月1日までに生まれた人

▼ 国民健康保険高齢受給者証

国民健康保険高齢受給者証	
交付年月日 平成 年 月 日	
記号	番号
世帯主	住所 氏名
対象被保険者	氏名 生年月日
一部負担金の割合	
発効期日	平成 年 月 日
有効期限	平成 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印 0:80580 茨城県 阿見町	

▼2割…住民税課税所得が145万円未満で、昭和19年4月2日以降に生まれた人

▼3割…住民税課税所得が145万円以上の人(≪現役並み所得者≫)

※現役並み所得者と判定される所得であっても、該当者の収入合計が2人以上で520万円未満、1人で383万円未満の場合、申請により2割(昭和19年4月1日までに生まれた人は、特例措置により1割)負担となる場合があります。該当する人には通知をお送りします

医療費が高額なときは

● 限度額適用認定証

国保加入者が高額な医療を受けた際に、一つの医療機関での1か月の医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。

▼交付条件…▼所得申告がされていない
▼国保税に未納がない

※70歳から74歳の住民税課税世帯の人は、「高齢受給者証」を提示することで限度額の適用が受けられますので、申請は不要です。

● 標準負担額減額認定証

入院時の食事代が軽減される認定証で、住民税非課税世帯が対象となります。
※標準負担額減額認定証が交付されてから90日以上入院して

▼ 国民健康保険限度額適用認定証

国民健康保険限度額適用認定証	
交付年月日	
記号	番号
世帯主	住所 氏名
適用対象者	氏名 生年月日
発効期日	
有効期限	
適用区分	
保険者番号並びに保険者の名称及び印 * * 0 8 0 5 8 0 茨城県稲敷郡 阿見町	

▼ 限度額適用認定証の交付対象者

高額な医療を受ける人	保険証とあわせて医療機関に提示するもの	事前申請
国民健康保険 70歳未満の人	限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証	必要
70歳から74歳の非課税世帯の人	高齢受給者証と限度額適用・標準負担額減額認定証	必要
70歳から74歳の課税世帯の人	高齢受給者証	不要

いる人は、申請により食事代がさらに軽減されます。詳しくはお問い合わせください。
● 認定証の更新について
8月以降の更新および新規交付を希望する人は、8月中に申請してください。(7月から申請できます)
▼必要なもの…▼申請する人の国保の保険証▼印鑑
※別世帯の人が申請する場合は、委任状と代理人の身分証(運転免許証等)もあわせて持参してください。



ご利用ください

『免除』・『猶予』制度

第1号被保険者で保険料を納めるのが困難なときは、未納のままにせず、国保年金課で手続きを。

国保年金課国民年金係 ☎ 888-1111 (136・137)



経済的な理由等で国民年金保険料 15,250 円／月（平成 26 年度）を納付することが困難な場合には、申請により免除・猶予となる制度があります。申請手続きは、国保年金課またはうずら出張所で『国民年金保険料免除・納付猶予申請書』に必要事項を記入して届出ください。後日、日本年金機構が前年の所得などを審査して結果（承認・却下）をお手元に通知します。平成 26 年度の受付は 7 月 1 日（火）からとなります。

平成 26 年 4 月から、さかのぼって免除等が申請できる期間が拡大されました

平成 26 年 4 月から法律が改正され、申請時点から 2 年 1 か月前までの期間について、さかのぼって免除等を申請できるようになりました。

▼免除等の申請可能期間と前年所得の関係 ※平成 26 年 7 月時点

	免除等の申請が可能期間	審査の対象となる前年所得
平成 23 年度分	平成 24 年 6 月	平成 22 年中所得
平成 24 年度分	平成 24 年 7 月～25 年 6 月	平成 23 年中所得
平成 25 年度分	平成 25 年 7 月～26 年 6 月	平成 24 年中所得
平成 26 年度分※	平成 26 年 7 月～27 年 6 月	平成 25 年中所得

※平成 26 年度分は、平成 26 年 7 月になってから申請ができます。

▼申請時の注意点

▼年度ごとに申請書の提出が必要です

1 枚の申請書で申請できるのは 7 月から翌年 6 月までの 1 年度分です。複数年度の申請を希望される場合は年度ごとの申請書の提出が必要です。

▼過去の所得で審査します

申請する年度に対応する前年所得（上記の表のとおり）に基づき審査を行います。また、世帯主や配偶者がいる人は、世帯主や配偶者の所得審査がありますので、ご本人の所得が少ない場合でも免除等が承認されない場合があります。

※若年者納付猶予については、世帯主の所得審査はありません

▼すみやかに申請してください

過去分の免除等の申請は、申請が遅れると下記のとおり申請できる期間が短くなります。

平成 26 年 7 月に免除等を申請 → 平成 24 年 6 月まで申請が可能
 （ただし、平成 24 年 5 月は 7 月 2 日まで申請が可能）

平成 26 年 8 月に免除等を申請 → 平成 24 年 7 月まで申請が可能

▼免除の割合と納付額（平成 26 年度：月額 15,250 円の場合）

免除の割合	納付額
全額免除	0 円
4 分の 3 免除	3,810 円
半額免除	7,625 円
4 分の 1 免除	11,440 円

※保険料の一部免除の承認を受けた場合は、一部納付保険料を納めないと未納期間扱いとなります

お願い

平成 26 年 4 月から、2 年 1 か月前までの期間について免除等の申請ができるようになりますが、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合があります。免除等の申請は、毎年 7 月～8 月までの間にすみやかに申請していただきますようお願いいたします。

納付に関するお問い合わせ：土浦年金事務所 ☎ 824-7121

障害者福祉

ご存じですか？ 各種支援制度

『障害者福祉サービス』

障害福祉課（総合保健福祉会館内） ☎888-2943

町では、障害がある人の日常生活を支援するため、次のような福祉サービスを実施しています（主なものを掲載。ほかにもさまざまなサービスがあります）。これらのサービスを利用するには、事前に申請が必要です。また、サービスの種類により介護保険が優先されるものがあります。

障害者総合支援法によるサービスを希望される場合は、18歳以上の人は本人（配偶者を含む）が住民税非課税、生活保護の場合利用料はありません。それ以外の人については原則1割の負担ですが、利用料が負担にならないように、上限額制度が設けられています。18歳以下の児童については世帯で判定し、住民税非課税世帯・生活保護世帯の場合利用料はありません。それ以外の世帯については18歳以上と同じようになります。各福祉手当は、所得制限があるものもありますので、詳しくは障害福祉課までご相談ください。

■手帳制度

●身体障害者手帳

視覚・聴覚・平衡機能・音声言語機能・そしゃく機能・肢体（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）・心臓機能・じん臓機能・呼吸器機能・ぼうこう機能・直腸機能・小腸機能・肝機能・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能―に永続する障害のある人を対象に交付されます。

●療育手帳

知的に障害のある人が援助を受けやすくするために交付されます。

●精神保健福祉手帳

精神の疾患により日常生活や社会生活に制約がある人が医療や福祉の支援を受けやす

くするために交付されます。

■障害者総合支援法

平成25年4月から『障害者自立支援法』が一部改正され、法律の名称が『障害者総合支援法』に変更されました。障害者の範囲に『難病等』が加わり、国の指定する130の難病等の人も、障害支援区分の認定等の手続きを経て、必要と認められた障害福祉サービスを受けられることになりました。

●自立支援給付

身体・知的・精神に障害のある人が、ホームヘルパー派遣等介護系サービスの利用、就労移行支援などの訓練系サービスの利用、障害者支援施設の通所および入所を希望され

る場合、町からサービスの支給決定を受けた後で、指定支援事業者・施設と契約を結んでサービスを利用できます（介護保険対象者は、介護保険によるサービスが優先されます）。

●補装具の交付・修理

身体障害者手帳の交付を受けている人または難病等（国が定める130疾患）の人に、その障害の程度に応じて補装具の交付・修理を行います。義眼・つえ・補聴器・義肢・下肢装具・車いす―などが対象です（介護保険対象者は、介護保険によるサービスが優先されます）。

●自立支援医療

精神通院・精神に疾患のある人が、その治療を受けるための医療費を助成します
▼更生医療：身体障害者手帳の交付を受けている人に、障害を軽減・回復するために行う治療を受けるための医療費を助成します（角膜・心臓・関節形成手術・血液透析などが対象になります）

▼育成医療：町在住の18歳未満で手術等によって身体上の障害および疾患の改善が見込まれる児童に対して、医療保険による自己負担額の一部を助成します

町からサービスの支給決定を受けた後で、指定支援事業者・施設と契約を結んでサービスを利用できます（介護保険対象者は、介護保険によるサービスが優先されます）。

■福祉手当の支給（平成26年4月現在）

在宅の重度障害者（児）に、各種の福祉手当を支給します（障害の程度・所得額などに一定の条件があります）。

●特別障害者手当

20歳以上で著しく重度の障害があり、常時特別な介護が必要な人に対し、手当を支給します。月額26000円。

●障害児福祉手当

20歳未満で重度の障害がある児童に対し、手当を支給します。月額14140円。

●特別児童扶養手当

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭で監護・養育する父母などに対し、手当を支給します。

▼1級：月額49900円

▼2級：月額33230円

●在宅心身障害児福祉手当

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭で介護する父母などに対し、手当を支給します。月額5000円。

●難病患者福祉手当

県から『一般特定疾患医療受給者証』の交付を受け治療を受けている人に、手当を支給します。在宅で町に住民登録があり、生活保護を受けていない人が対象です（毎年度申請が必要）。月額3000円。

● 公共料金の減免

障害者手帳の交付を受けている人が対象です（一定の条件があります）。

▼ NHK放送受信料の減免・障害福祉課で証明を受ける必要があります

■ 各種割引

身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている人が対象です。

▼ タクシー料金の割引：県内でタクシーを利用した際、手帳を運転手に提示すると料金が1割引になります

▼ JR運賃・バス運賃・航空運賃の割引：割引の対象には、一定の条件があります。割引率も各交通機関で異なりますので、各交通機関にお問い合わせください

▼ 有料道路料金の割引：身体障害者本人が運転する自動車または重度の身体・知的障害者を乗せて介護者が運転する自動車は、通行料金が割引されます。利用する際には、障害福祉課で割引証明を受ける必要があります

■ 町域生活支援事業

利用にあたっては、障害者手帳を取得しているなど、一定の条件があります。また、

税金の滞納がある人（世帯）は、利用できない場合があります。サービスによっては利用者負担があります。

● 相談支援事業

障害者（児）のさまざまな相談に応じ必要な情報の提供や助言、福祉サービスの利用支援および成年後見制度の利用支援事業を行います。

● 意思疎通支援事業

聴覚障害者などへの手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。

● 日常生活用具の給付

日常生活上の便宜を図るため、在宅の重度障害者などに日常生活用具を給付します（介護保険制度が優先。障害の種類・等級など一定の条件があります）。

● 移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出など、社会参加のための外出の際の移動を支援します。

● 地域活動支援センター事業

通所により創作的活動の提供等および社会との交流の促進を行い、社会復帰の支援を行います。

● 訪問入浴サービス事業

家庭での入浴が困難な重度の身体障害者に対し、週2回を限度として入浴車を派遣し、入浴の支援を行います（介護保険制度が優先されます）。

● 日中一時支援事業

介護者の都合などにより障害者（児）を一時的に介護できなくなった場合、施設で一時的預かりを行います（利用制限があります）。

● 生活サポート事業

自立支援給付の支給に該当しない人について、家事などの日常生活支援を行います（利用制限があります）。

● 自動車運転免許取得費補助事業

身体障害者手帳（1～4級）を交付されている人が、就労を目的に免許を取得する場合、その費用の一部を10万円を限度に補助します。

● 自動車改造費補助事業

上肢・下肢・体幹機能障害で身体障害者手帳1・2級の交付を受けている人が、就労などに伴い、自ら運転する自動車を改造する場合、その費用の一部を10万円を限度に補助します。

● 福祉タクシー利用料金助成事業

身体障害者手帳1・2級または、療育手帳A・Aおよび精神保健福祉手帳1・2級の所持者でかつ自立支援受給者証の交付を受けている人で自動車税の減免を受けていない人が、通院のために利用するタクシーの初乗り料金相当分を

助成します。年間36枚（じん臓障害で慢性透析療法を受けている人は年間60枚）の利用券を交付します。

● 知的障害者探索支援サービス事業

療育手帳の交付を受けている知的障害者の探索を必要としている家庭などに通報装置（GPS装置）を貸与します。

● 重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業

重度の障害者（児）の家庭生活を送りやすくするため、住宅の一部を改造する場合に費用の一部を助成します。

● 身体障害者健康診査事業

在宅で常時車いすを使用している、脊椎損傷・脳性まひ・脳血管疾患などにより身体障害者手帳を交付されている人に対し、健康診査を行います。

施設入所・入院中の人、1年以内に同様の検査を受けた人は対象になりません。検査内容：実施予定日などは『広報あみ』でお知らせします（例年2月に実施します）。

■ 精神障害者デイケア事業

回復期にあり病状が安定している精神障害者で主治医の許可を得られる人に、集団生活指導（デイケア）を行っています。毎月第1・3金曜日

の午前9時30分～11時30分まで行っています。

■ つぼみ教室

小学校就学前の障害を有する児童の早期療育を支援するために、日常生活における基本動作や機能訓練を行うとともに、保護者の人への相談・助言などを行います。

対象の人は、親子で通所が可能な心身に障害を有する小学校入学前の児童および心身に障害を有する未就学児童の保護者の人です。

■ 視覚障害者卓球教室

スポーツに親しむ機会の少ない在宅の視覚障害者の人たちが、運動を通じて身体の維持増強を図りながら互いの交流を深め、社会参加の促進を図ります。対象の人は、視覚に障害を有する人になります。



65 歳以上の皆さんへ 介護保険料の 納付について



普通徴収の人は 7 月に納付書が発送されます

社会福祉課介護保険係 ☎888-1111 (164・165)

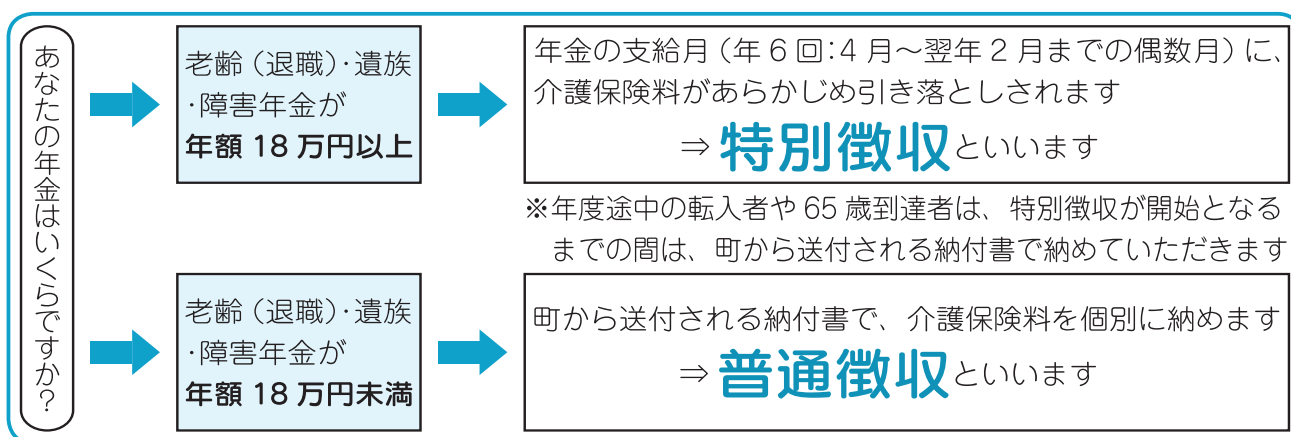
65 歳以上の人の介護保険料

皆さんに納めていただく介護保険料は、『特別徴収』と『普通徴収』の 2 種類の方法により徴収しています。保険料は、介護保険を運営するための大切な財源となります。誰もが安心して介護サービスを利用できるよう、保険料の納付にご理解・ご協力をお願いします。

区分	対象	年間保険料
第 1 段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者(町民税非課税世帯)	26,400 円
第 2 段階	世帯全員が町民税非課税で、課税年金収入と合計所得の合計が 80 万円以下	26,400 円
第 3 段階	世帯全員が町民税非課税で、上記以外	39,600 円
第 4 段階 (軽減措置)	本人が町民税非課税で、同一世帯に課税者がいて、課税年金収入と合計所得の合計が 80 万円以下	43,800 円
第 4 段階	本人が町民税非課税で、同一世帯に課税者がいて、上記以外	52,800 円
第 5 段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 200 万円未満	66,000 円
第 6 段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 200 万円以上	79,200 円

保険料の納め方

65 歳以上の人の介護保険料の納め方は 2 種類(特別徴収・普通徴収)あり、受給している年金の額によって納付の方法が異なります(年金を受給されていない人は、すべて普通徴収となります)。



お支払いでお困りの人は

特別な事情もなく保険料を滞納すると、介護サービス利用時に、滞納した期間に応じて給付制限を受けることがあります。お支払いでお困りの人は、分割納付の制度もありますのでご相談ください。

また、次のような保険料の軽減制度もあります。

●生計が困難な人の減額

世帯全員が住民税非課税で、世帯の年間収入・預貯金・資産等が一定の要件に該当する場合

●災害などによる減免

災害などの特別な事情により、お支払いが一時的に困難となった場合

●問い合わせ: 社会福祉課介護保険係 ☎888-1111 (164・165)

低所得者等の 自己負担額軽減

軽減を受けるには申請が必要です！



社会福祉課介護保険係 ☎888-1111 (164・165)

介護保険 3 施設（ショートステイを含む）での居住費（滞在費）・食費は利用する人が全額負担することになっていますが、所得の低い人の負担が重くなり過ぎないように、利用者負担段階に応じて負担を軽減しています。軽減を受けるには申請が必要です。 ※グループホーム・有料老人ホームでのご利用はできません

負担軽減の対象となる人は？

利用者負担段階が、下記の『第 1 段階』～『第 3 段階』に該当する人です。

利用者負担 第 1 段階	<ul style="list-style-type: none"> ▼住民税が世帯非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ▼生活保護を受けている人 ▼境界層に該当する人（負担の低い基準を適用すれば、生活保護を必要としない状態になる人）
利用者負担 第 2 段階	<ul style="list-style-type: none"> ▼住民税が世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間で 80 万円以下の人 ▼境界層に該当する人（負担の低い基準を適用すれば、生活保護を必要としない状態になる人）
利用者負担 第 3 段階	<ul style="list-style-type: none"> ▼住民税が世帯非課税で、利用者負担第 2 段階に該当しない人 ▼境界層に該当する人（負担の低い基準を適用すれば、生活保護を必要としない状態になる人） ▼利用者負担第 4 段階で、下記の『特例減額措置』を受けられる人
利用者負担 第 4 段階	<ul style="list-style-type: none"> ▼世帯内に住民税を課税されている人がいるが、本人が住民税非課税の人 ▼本人が住民税を課税されている人

※利用者負担第 4 段階で『特例減額措置』を受けられる人

利用者負担第 4 段階の人は、『特定入所者介護（支援）サービス費』の対象とはなりません。しかし、高齢夫婦世帯などで一方が施設に入所し、居住費・食費を負担することで生計が困難になるなど一定の要件を満たし、申請により認められた人は、利用者負担第 3 段階と同様の『特例減額措置』を受けることができます。詳しくは社会福祉課までお問い合わせください。

申請からサービスの利用まで

●社会福祉課窓口で申請します

施設サービス（ショートステイを含む）を利用して、利用者負担段階が『第 1 段階』『第 2 段階』『第 3 段階』に該当する人は、社会福祉課窓口で『介護保険負担限度額認定申請』を行ってください。



●『介護保険負担限度額認定証』が交付されます

申請すると『介護保険負担限度額認定証』が送付されます。要支援の人と要介護の人とは同じ様式です。居住費と食費とに分けず、1 枚で両方に対応します。制度が始まる前から施設に入所している『旧措置入所者』の人には、別の認定証が発行されます。認定証の有効期限は 1 年間です。



●サービスを利用するとき、認定証を提示しましょう

認定証を事業者に提示することで、限度額の範囲内の自己負担になります。



現在認定証をお持ちの人は、**6月30日**で有効期間が満了になります。引き続き軽減を希望する人はお早めに社会福祉課で更新手続きをしてください。

なお、更新以外の申請も随時受け付けていますので、詳しくは社会福祉課までお問い合わせください。

『阿見町立学校再編に関する基本方針』が 策定されました

教育委員会学校教育課 ☎888-1111 (312)

少子高齢化により町全体の児童・生徒数は減少傾向にありますが、人口増加地区では児童・生徒数が急増しています。こうした学校規模の変化は、児童・生徒の教育条件、教育環境、学校運営等にさまざまな影響を及ぼしています。さらに、新学習指導要領の実施、ICT社会の到来など、学校を取り巻く社会環境も大きく変化しており、児童・生徒にとって望ましい教育環境の整備や学校施設の充実を図る必要があります。

これらを踏まえ、教育委員会では、地域・保護者・学校関係者・有識者等で構成する「阿見町立学校再編検討委員会」を組織し、学校再編に関する基本方針をとりまとめました。

学校規模の基本的な考え方

学校教育には、児童・生徒がさまざまな人間関係を体験することにより、豊かな人間性や社会性、思いやりのある心を育てていく役割が強く期待されていることもあり、小中学校の規模は、教育活動や児童・生徒の学校生活を左右する重要な要件のひとつであると考えられます。

	望ましい学校規模	適正配置の基本的な考え方
小学校	1 学年 2 学級以上 (おおむね 1 学年 2 ～ 4 学級) ※学校全体では 12 ～ 24 学級	<ul style="list-style-type: none"> ▼本郷地区に新設する小学校を含めて、町全域の配置を検討する ▼望ましい学校規模に満たない学校は、遠距離通学の配慮をして、隣接校との統合を検討する
中学校	1 学年 3 学級以上 (おおむね 1 学年 3 ～ 6 学級) ※学校全体では 9 ～ 18 学級	<ul style="list-style-type: none"> ▼望ましい学校規模であるため、現状のままとする

平成 26 年度は、保護者、地域住民の人などに対し説明会を開催し、基本方針を説明したうえご意見をお伺いします。平成 27 年度以降は、統合の対象となる小学校・地区において、統合委員会等を設置し関係者との意見交換をしながら、合意形成を図っていきます。

本郷地区に新小学校を建設します

人口増加により児童数が急増している本郷小学校地区について、望ましい学校環境を整備するため、新小学校を建設します。予定しているスケジュールは下記のとおりです。

平成 26 年 7 月	阿見町本郷地区新小学校建設検討委員会の設置
平成 26 ～ 27 年度	基本設計、実施設計
平成 28 ～ 29 年度	校舎建設工事、屋内運動場建設工事、外構工事
平成 30 年 4 月	開校

建設については、「阿見町本郷地区新小学校建設検討委員会」を組織し、検討を進めます。

学区については、「阿見町立学校再編検討委員会」にて、学校再編に関する基本方針を基に、総合的に判断していくこととなります。

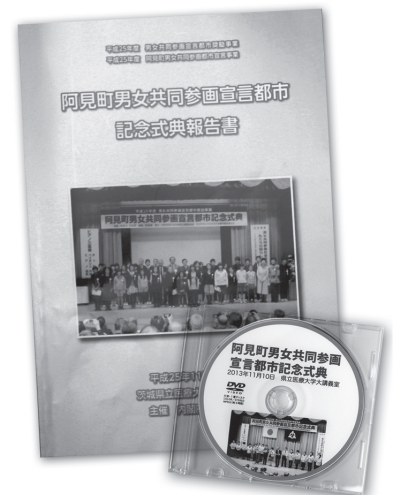
町男女共同参画宣言都市 記念式典報告書 ができました



町民活動推進課男女共同参画推進室 ☎888-1111 (271)

平成 25 年 11 月 10 日に内閣府と町の共催による男女共同参画宣言都市記念式典が開催され、この記念式典の報告書と式典の DVD を作成しました。(報告書全文および推進歌は、町ホームページに掲載されています)

町は式典において、男女共同参画社会の早期実現を図るため「男女共同参画都市」を宣言し、下記の宣言文・推進歌を作成しました。これにより男女共同参画社会を町民の皆さまにご理解いただき、より一層の男女共同参画を推進していきます。また、式典において町民の皆さまから「今後は、男女共同参画社会への気運の醸成を図ることが重要であり、そのためには町民や団体・関係機関・事業所等の協力が必要である」との意見をいただきました。「男女共同参画宣言都市」となることはゴールではなく、ここからがスタートです。記念式典を契機に、町民の皆さん一人ひとりが男女共同参画の視点を持って互いに手を取り合い、家庭および地域の特色を生かしながら、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを、なお一層推進していただきたいと思います。



▲町男女共同参画宣言都市記念式典報告書と式典のDVD

宣言文

私達のまち阿見町は、霞ヶ浦湖畔に在り、
水と緑の豊かな自然と、美しい景観に包まれ
歴史に深く刻まれた命の尊さ、
平和への思いを育んできました
この自然と人が織りなす歴史薫まちを、
「幸せのまち、阿見町」にするために、
一人ひとりが尊重し合い、
共に責任を分かち合い、男も女も老いも若きも
みんなが輝くまちづくりの実現に向け、
「男女共同参画都市」をここに宣言します

やさしい町

石井 早苗 作詞
西川 幸子 作曲

Andantino



やさしいかぜが ふきました
みどりのきざしが ささやいた
あかるいひかりが さして いま このまちに



いまこのまちから ひとがひとを おもいやり
あなたがあなたを たいせつに
わたしがわたしで いるように



やさしいこと けるよに
たが いに
したあなたが せるよに



ささえあいらし ていこう このまちで



このまちで

紹介します！ 平成 26 年度の

統計調査員さん



阿見台
山岸 義紘



中郷西
林 茂

阿見中 地区 23 行政区



平成 26 年度実施予定の主な調査

- ▼家計調査（4 月～平成 26 年 12 月）
- ▼経済センサス-基礎調査および商業統計調査（7 月）
- ▼労働力調査（11 月～平成 27 年 3 月）
- ▼工業統計調査（12 月）
- ▼農林業センサス（平成 27 年 2 月）

行政区・氏名（敬称略）



中央西
清水 良祐



中央東
大谷 隆義



西方
湯原 弘



宿
湯原 静夫



北
湯原 節雄



西郷
新村 俊介



一区南
小平 義一



三区下
八月朔日 英雄



三区上
笠原 稔



鈴木
篠山 義夫



中央北
糸賀 忠



中央南
高橋 新一



中吉原
宮本 喜一



上吉原
中島 日出夫



大砂
山田 昭一



富士団地
小松 俊夫



上郷
飯田 尚史



一区北
金子 カヲル



二区北
佐藤 勝彦



住吉
石井 洋二

朝日中 地区 15 行政区



福田
吉田 勉



新山
高島 和廣



下吉原
青山 茂夫



シンワ
鈴木 進



本郷
鈴木 忠



下本郷
下村 茂



上本郷
大石 順久



一区
岩井 一由



二区南
大曾根 清治

●各種統計調査へのご協力をお願いします



上長
大高 智



下小池
下村 文男



上小池
大澤 清



寺子
加藤 誠



実毅
中島 佳男



中根
滝本 晴美



青宿
小倉 修



立ノ越
川村 誠



中郷東
山根 峯治



岡崎
野口 正義

竹来中
地区
28 行政区



筑見
北川 浩司



曙東
尾崎 勝男



白鷺団地
石井 一夫



大室
吉田 栄一



霞台
湯原 俊夫



廻戸
前島 静雄



新町
吉田 俊一



塙
栗山 昭能



石川
糸賀 秀一



大形
渡邊 雄二



君島
戸之岡 佑一



レイクサイドタウン
青山 秀雄



曙南
糸賀 士



下島津
長塚 卓



上島津
北澤 唯一



飯倉二区
松本 昭治



飯倉
石引 和夫



上条
細田 繁



追原
小松澤 唯一



南平台三丁目
中元 康利



南平台二丁目
小林 幹郎



南平台一丁目
黒田 忠宏



竹来
吉田 一男



掛馬
長沼 正男



南島津
白田 計律

町の財政状況を公表します

平成 25 年度下半期

財政事情

町民の皆さんに町政の運営状況についてご理解を深めていただくために、平成 25 年度下半期（平成 26 年 3 月 31 日現在）の各会計予算の収支状況等をお知らせします。

なお、一般会計および特別会計の収支状況は、平成 26 年 3 月 31 日までに発生した債権や債務を整理するための出納整理期間（平成 26 年 4 月 1 日から 5 月 31 日までの 2 か月間）における収入支出は含まれませんので、決算額（最終確定額）とは一致しません。

企画財政課財政係 ☎888-1111 (223・224)

■一般会計

(単位:千円・%)

歳入				歳出			
区分	予算現額	収入済額	収入割合	区分	予算現額	支出済額	支出割合
町税	7,144,154	7,022,298	98.3	議会費	170,434	166,354	97.6
地方譲与税	177,800	124,338	69.9	総務費	1,564,269	1,314,706	84.0
地方消費税交付金	425,600	427,929	100.5	民生費	4,333,285	3,032,247	70.0
地方特例交付金	29,655	29,655	100.0	衛生費	1,181,664	955,472	80.9
地方交付税	811,958	825,678	101.7	農林水産業費	271,251	153,299	56.5
分担金及び負担金	232,931	210,396	90.3	商工費	114,428	96,479	84.3
使用料及び手数料	258,954	226,177	87.3	土木費	2,650,776	1,304,203	49.2
国庫支出金	1,747,490	1,424,099	81.5	消防費	617,198	600,253	97.3
県支出金	859,534	346,074	40.3	教育費	2,456,635	1,800,767	73.3
繰入金	190,523	110,132	57.8	災害復旧費	1	0	0.0
繰越金	946,253	946,254	100.0	公債費	1,353,850	1,353,849	100.0
諸収入	465,672	370,585	79.6	諸支出金	196,565	196,515	100.0
町債	1,473,100	759,200	51.5	予備費	16,522	0	0.0
その他	163,254	205,914	126.1				
合計	14,926,878	13,028,729	87.3	合計	14,926,878	10,974,144	73.5

■特別会計

(単位:千円・%)

会計名	予算現額	収入済額	収入割合	支出済額	支出割合
国民健康保険	5,779,068	5,079,711	87.9	4,943,943	85.5
公共下水道事業	2,365,149	842,370	35.6	1,105,234	46.7
土地区画整理事業	263,894	343,304	130.1	176,024	66.7
農業集落排水事業	169,462	54,550	32.2	136,032	80.3
介護保険	2,540,470	2,121,123	83.5	2,311,991	91.0
後期高齢者医療	706,582	367,777	52.1	686,325	97.1
合計	11,824,625	8,808,835		9,359,549	

※予算現額（一般会計および特別会計）：当初予算額に 4 月以降の補正予算額・予備費充用・費目間の流用・前年度からの繰越明許にかかる繰越額などを増減した後の予算額
 ※会計それぞれの性質および事業の内容により、その執行状況が異なります

■公営企業会計（水道事業）

(単位:千円・%)

区分	予算現額	執行済額	執行割合
収益的			
収入	1,027,026	1,010,069	98.3
支出	1,027,026	934,361	91.0
資本的			
収入	255,039	266,853	104.6
支出	550,000	512,617	93.2

※収益的：事業の管理・運営に関する収入および支出をいいます
 ※資本的：施設の建設・改良などに関する収入および支出をいいます
 ※資本的収支の支出に対する収入の不足額は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんします
 ※消費税・地方消費税を含みます

■町債等の現在高

●町債

(単位:千円)

区分	年度末現在高
一般会計	12,393,454
特別会計	8,262,095
公共下水道事業	7,058,616
土地区画整理事業	0
農業集落排水事業	1,203,479
公営企業会計(水道事業)	1,159,880
合計	21,815,429

●一時借入金

なし

※出納整理期間（平成 26 年 4 月・5 月）における借入額を含みます

■基金の現在高

(単位:千円)

区分	年度末現在高
財政調整基金	3,720,000
減債基金	373,100
その他の基金	2,138,193
国民健康保険支払準備基金	280,000
公共下水道整備基金	100
農業集落排水事業債減債基金	108,662
介護給付費準備基金	4,805
土地開発基金(現金)	3,600
合計	6,628,460

平成26年度(平成27年
4月1日付採用予定)
町職員採用
試験案内

試験区分・採用予定人数

下表①のとおり。

受験資格

健康状態が正常で、募集区分ごとに次の要件を満たすこと(町外居住者も受験できます)。

一般事務職

▼学歴 高等学校卒業以上の学歴を有する人、または平成27年3月卒業見込の人
▼年齢 昭和49年4月2日以降に生まれた人

※阿見町では、行政課題の複雑化・多様化・専門化の進展に適切かつ迅速に対応するため、新規卒業者を募集するとともに、民間企業等の職務経験で培われたコスト意識・経営感覚・高い専門性・柔軟な発想力などを有する人材を求めます(特に必要としている職務経験の事例:土木・建築設計・施工管理など)

保健師

▼学歴 保健師の資格を有する人、または平成27年3月までに資格取得見込の人

▼年齢 昭和62年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人
▼学歴 保育士の資格を有する人、または平成27年3月までに資格取得見込の人

欠格事項

次のいずれかに該当する人は受験できません。
▼日本国籍を有しない人
▼成年被後見人または被後見人禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
▼本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない人
▼日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他団体を結成し、またはこれに加入した人

試験の方法

試験は、1次試験・2次試験および身上調査とし、2次試験は1次試験の合格者に対してのみ行います。身上調査は、受験資格の有無および申込書記載事項の真否について調査します。試験の内容・期日・場所等は下表②③④のとおり。

給与

給与は、町職員の給与に関する条例・規則に基づき支給されます。例えば、学校卒業直後に採用された場合は下表⑤のとおり。

受験手続・受付期間

▼申込用紙は総務課に直接または郵送で請求してください
▼郵送で請求する場合は、封筒の表に『職員採用試験申込用紙請求』と朱書きし、あて先を明記して92円切手を貼った返信用封筒(12cm×23.5cm)および最終学歴(見込含む)・希望職種氏名・生年月日・住所・電話番号を明記した書類を必ず同封してください
▼総務課で直接請求する場合は、窓口で最終学歴(見込含む)・希望職種・氏名・生年月日・住所・電話番号を受付簿に記入していただきます
▼申込用紙は、一人一枚のみの交付とさせていただきます

申込期間

▼7月1日(火)～31日(木)
※土・日・祝日を除く

申込方法

▼午前8時30分～午後5時15分
▼郵送は、7月31日(木)までに必着
総務課に申込書を1部提出。受験料不要。受験申込者には受験票を交付します。

① 試験区分・採用予定人数

試験区分	採用予定人数	職務内容
一般事務職	4人程度	一般事務
保健師	1人程度	保健業務
保育士	1人程度	保育業務

④ 試験日・試験場および合格者の発表

区分	1次試験	2次試験
期日	9月21日(日)	11月上旬ごろ
試験場	茨城大学(水戸市文京2丁目1番1号)	1次試験合格者に通知します
合格者の発表	10月中旬ごろ、本人に通知します	12月中旬、本人に通知します

② 1次試験

試験方法	択一式および作文の筆記試験。作文は主に文章表現力等についての試験(※)
試験区分	A(大学卒) 公務員として必要な大学で履修した程度の一般的知識・知能。社会科学・人文科学・自然科学・判断推理・文章理解(英語を含む)・数的処理・資料解釈
科目	B(短大・高校卒など) 公務員として必要な高等学校で履修した程度の一般的知識・知能。国語・社会・理科・数学・判断推理・文章理解(英語を含む)・数的処理・資料解釈

③ 2次試験

口述試験	個別面接による主に人物についての試験
実技試験等	保育士:保育に必要なピアノ等の実技試験
身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかの検査

⑤ 新卒者給料

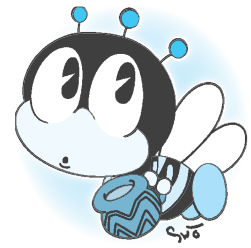
職種	初任給(平成26年4月現在)		
	高校卒	短大卒	大学卒
一般事務職	140,100円	152,800円	172,200円
保健師			172,200円
保育士	152,800円		172,200円

▼学校卒業後一定の経験年数がある人は、上記金額に一定額が加算されます
▼給料のほか、扶養・住居・通勤・時間外勤務・期末・勤奨手当が支給されます

※ 1次試験の合否判定は筆記試験のみで判定し、作文は2次試験の合否判定資料とします

問い合わせ 〒300-0392 阿見町中央一丁目1番1号 総務課職員係 ☎888-1111 (211・212)

ようこそ ふれあい地区館へ



みなさんの参加をお待ちしています！

生涯学習課生涯学習係 ☎888-2526

阿見小学校区ふれあい地区館

- 7月: 創作教室<青少年育成部会>
- 8月: 移動学習<青少年育成部会>
- 9月: 園芸教室<高齢者部会・青少年育成部会>
- 10月: 移動学習<高齢者部会・青少年育成部会>
- 11月: 秋季ソフトバレーボール大会<体育部会>
ふれあいイベントまつり<全体事業>
- 12月: ふれあいウォーキング<全体事業>
- 1月: 料理教室<青少年育成部会>
- 2月: ふれあい演奏会
そば打ち教室<女性・成人部会>

事務局担当 村上 英子

フルモード・フルパワーで1人でも多く参加していただける「届ける生涯学習」を実践することに努めてまいります。“楽しい！”“元気！”な活動を皆さんのお近くにお届けいたします。どうぞよろしくをお願いします。

●問い合わせ 中央公民館 ☎888-2526

実穀小学校区ふれあい地区館

- 7月: 映画会<青少年育成部会>
- 8月: 輪投げ大会<オレンジクラブ>
移動学習<成人・体育部会>
- 9月: 三世代交流会(輪投げ大会等)
<成人・体育部会>
- 10月: 体力測定<オレンジクラブ>
移動学習<女性部会>
移動学習<青少年育成部会>
- 11月: 料理教室<女性部会>
- 12月: イタリアン料理教室<青少年育成部会>
- 2月: 閉級式<オレンジクラブ>

事務局担当 伊藤えり子

感謝に絶えない2年が過ぎ3年目は今まで以上に楽しく、明るく、ひとりでも多くの笑顔に出会えるような、そんなお届け学習のお手伝いをします。どうぞよろしくをお願いします。

●問い合わせ 本郷ふれあいセンター ☎830-5100

吉原小学校区ふれあい地区館

- 毎月: ボランティア活動(神社清掃)<シニア部会>
- 7月: 自然観察会(神田池)<青少年育成部会>
- 8月: 夕涼み映画会(6地区)<全体事業>
- 9月: 創作教室<シニア部会>
- 10月: 健康教室・認知症予防講座<全体事業>
- 11月: 移動教室<成人・体育部会>
- 12月: 創作教室<女性部会>
- 1月: 映画鑑賞会<青少年育成部会>
- 2月: 合同そば打ち教室<成人・体育部会>
- 3月: イベント「第24回吉原ふれあい広場」

事務局担当 江口 美清

ふれあい地区館のさまざまな事業を通じまして、地域の一人ひとりの相互理解を深め、吉原小区の皆さんが、楽しみを共有し、より心のふれあいを強め、誰もが住みやすい地域社会づくりを推進します。

●問い合わせ 中央公民館 ☎888-2526

本郷小学校区ふれあい地区館

- 毎月: 健康ウォーキング<成人合同部会>
- 7月: 健康体操・栄養改善教室<高齢者部会>
夏休み映画会<青少年育成部会>
- 8月: 自然観察会<青少年育成部会>
- 9月: 三世代交流会<全体事業>
- 10月: 移動学習<高齢者・成人合同部会>
- 11月: ふれあい地区館まつり<全体事業>
- 1月: 防犯教室・交通安全教室<高齢者部会>
- 2月: おもしろ理科教室<青少年育成部会>
- 3月: 輪投げ大会<高齢者部会>

事務局担当 加藤木 司

本郷小学校区の皆さんとの出会いが、何よりの宝物となりました。2年目も「明るく」「楽しく」「前向き」をモットーに、活力ある「ふれあい地区館」にしていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

●問い合わせ 本郷ふれあいセンター ☎830-5100

■ふれあい地区館の紹介

- ふれあい地区館事業は、平成2年4月に『生涯学習の町AMI』を目指してスタートし、今年度で25年目を迎えました。「いつでも」「どこでも」「だれでも」を合い言葉に“届ける生涯学習”を実現し、町民ひとりひとりが身近で気軽に学習できるようにすることを、ねらいとしています

■ふれあい地区館全体での合同事業

- ふれあいスポーツ交流会(11月)
町民体育館と中央公民館を会場に、ソフトバレーボールと輪投げの2競技で8地区館の交流戦を行います。
- ふれあい地区館事業の詳細については、各ふれあい地区館事務局または生涯学習課(☎888-2526)までお問い合わせください

君原小学校区ふれあい地区館

- 7月:ソフトバレーボール大会<スポーツ部会>
- 8月:アロマ教室(虫よけスプレー作り)
<お届け事業>
流しソーメン<ふれあい交流部会>
- 9月:健康教室(トライビクス)<お届け事業>
- 10月:お灸教室(千年灸を使って)<お届け事業>
- 11月:ふれあい地区館まつり<全体事業>
- 12月:三世代交流(昔遊び)
<高齢者・ふれあい交流部会>
- 1月:趣味講座(クラフト手芸)<お届け事業>
- 2月:新春かくし芸大会<高齢者部会>
- 3月:移動学習(真壁の雛祭り)<文化学習部会>

事務局担当 藤樫 純子

楽しい学びから、ちょっぴり専門的な学びまで、皆さんのもとへお届けしながら地域の皆さんとふれあい、生涯学習の場所として地域に根ざしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 問い合わせ 君原公民館☎889-1363

舟島小学校区ふれあい地区館

- 7月:三世代交流会
<みどりクラブ・青少年育成部会>
- 8月:趣味講座<女性部会>
認知症予防講座<みどりクラブ>
映画会<青少年育成部会>
- 9月:救命救急講座<成人・体育部会>
- 10月:ソフトバレーボール・輪投げ大会
<成人・体育部会>
映画会<みどりクラブ>
- 12月:おもしろ理科教室<青少年育成部会>
料理教室<女性部会>
- 1月:新春交流会<みどりクラブ>

事務局担当 柳生 昌宏

上記の計画以外にも移動学習等の事業も計画してまいります。また、昨年に引き続き「届ける生涯学習」をより充実したものにし、皆さんに楽しんで参加していただけるように努力していきます。よろしくお願い致します。

- 問い合わせ 舟島ふれあいセンター☎840-2761

第一小学校区ふれあい地区館

- 通年:健康体操ステップウェル<女性部会>
- 通年:健康づくりウォーキング<運営委員会>
- 7月:手芸教室<女性部会>
うら谷津自然観察会<青少年育成部会>
- 8月:自然観察会(霞ヶ浦湖畔)<青少年育成部会>
- 9月:議会傍聴<高齢者部会>
- 10月:ふれあい地区館まつり<全体事業>
- 11月:移動学習(公開講演会)<女性部会>
ふれあいかくし芸大会<高齢者部会>
- 1月:健康づくりハイキング<成人・体育部会>

事務局担当 木村 茂

地区の要望に沿った事業(健康づくりに関する講演や実技、映画等)の実施とウォーキングやステップ・ストレッチなどを取り入れた健康づくりを年間を通じて実施しています。どうぞよろしくお願い致します。

- 問い合わせ かすみ公民館☎888-8111

第二小学校区ふれあい地区館

- 通年:バドミントン教室<青少年育成部会>
- 7月:移動学習<女性部会>
移動学習<成人部会>
- 8月:移動学習<青少年育成部会>
- 9月:移動学習<高齢者部会>
- 10月:ふれあいイベントまつり<全体事業>
- 11月:ふれあいスポーツ大会<成人部会>
親子患医学会<青少年育成部会>
- 12月:フラワーアレンジメント<女性部会>
しめ縄づくり<成人部会>
- 2月:味噌づくり教室<女性部会>

事務局担当 中島 恵子

今年度、担当することになりました。慣れないためご迷惑をおかけしております。地域の皆さんとの交流を充実させ、ふれあい活動を盛り上げていきます。どうぞよろしくお願い致します。

- 問い合わせ かすみ公民館☎888-8111

夏の交通事故防止

交通防災課交通防犯係 ☎888-1111 (276・277)

これからの時期は、学校が夏休み期間に入ります。屋外での活動や家族旅行等レジャーの機会が増え、児童生徒が交通事故に遭うおそれが高くなります。また、夏の開放感、暑さによる疲労など注意力の低下による交通事故も懸念されます。7月20日～8月20日まで「夏の交通事故防止県民運動」期間となっています。

一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの向上、交通事故防止の徹底を図り、安全安心な街づくりを実現しましょう。

子どもと高齢者の交通事故防止

昨年中、県内小中学校の交通事故死傷者数が最も多かったのが夏休みに当たる7・8月でした。事故の形態は発達段階によって異なり、乳幼児では「自動車同乗中」、幼児から小学校低学年では「歩行中」および「自転車乗用中」、小学生高学年から中学生では「自転車乗用中」の事故の割合が高くなっています。

高齢者における昨年の県内交通事故死者数は103人で全国ワースト3位となっており、県内全死者数の6割を占めている状況となっています。なお、103人の内49人が歩行者となっています。

●飛び出し注意！

- ▼見通しの悪い交差点や住宅地等は、急な飛び出しに十分注意し、子どもや高齢者を見かけたらその行動に十分注意し、スピードを抑えた思いやり運転に努めましょう
- ▼子どもの保護者は「飛び出しは絶対にしない」、「右左を確認して横断する」等交通ルールを繰り返し教えてあげましょう



●薄暮時・夜間注意！

- ▼薄暮時・夜間は、ライトの早め点灯を心掛け、対向車や先行者がいない場合は「ハイビーム（ライトの上向き）」にしましょう
- ▼歩行者は視認性の高い服装や反射材を身につけましょう

●シートベルト着用！

- ▼車に乗ったら前席も後部席も必ずシートベルトを、幼児にはチャイルドシートを必ず着用させましょう



飲酒運転・スピード違反・過労運転等の防止

- ▼暑くなり、祭礼行事など飲酒の機会が多くなります。飲酒運転は非常に悪質な故意犯です。お酒を飲んだら運転を絶対にしない・させないことを徹底しましょう
- ▼スピードの出し過ぎは重大事故に直結します。無理な追い越しはしない、カーブでは減速、車間距離を十分とるなど安全運転に徹しましょう



- ▼睡眠不足、レジャー帰りの疲れなどは、漫然運転や居眠り運転による事故の要因となります。時間・行程に余裕をもった計画をたて、睡眠時間を十分にとり、こまめに休憩をとるなど万全な体調で運転することを心掛けましょう



自動車・自転車等での携帯電話使用違反の防止



- ▼自動車・原付自転車・自転車を運転中の携帯電話等の使用は、周囲の交通状況に対する注意が散漫になることから大変危険であり、罰則の対象になります。走行中は電源を切るか、ドライブモードにしましょう

身近な自然

霞ヶ浦とのふれあい

環境政策課 ☎888-1111 (116)

霞ヶ浦とふれあう事業をご紹介します

阿見町は、日本第2位の面積を持つ霞ヶ浦湖畔の町であるとともに水源の町でもあります。このたび、霞ヶ浦とのふれあいを基本に『あみの自然と暮らし』について学習する事業をご紹介します。お子さんの環境教育の一つとして参加してみたいかをご紹介しますか？

下記の各事業への参加申込およびお問合せは、環境政策課までお願いします。

■小野川探検隊 ～地引網で魚探りの体験をしてみよう～

小野川探検隊とは、小野川流域の市町村が中心となり、楽しく自然・歴史・文化に触れる機会を提供する事業です。ほかの市町村の小学生も来るので声をかけてお友達になろう。

※小野川……つくば市内の源流から牛久市、稲敷市を通過して霞ヶ浦に流れている川です。

町内を流れる乙戸川、桂川は小野川の支流です。

- ▼日 時:7月19日(土) 午前9時～午後2時
- ▼内 容:霞ヶ浦で地引網体験
- ▼集合場所:阿見町役場の駐車場
- ▼行き先:美浦村大山
- ▼対 象:小学4年生以上(保護者同伴も可)
- ▼募集人数:20名(定員で締切)
- ▼参加料:100円
- ▼持参品:弁当・飲み物・帽子・タオル・筆記用具・着替えなど
- ▼申込期間:7月11日(金)まで



▲霞ヶ浦で地引網体験

■霞ヶ浦湖上体験スクール ～ホワイトアイリス号に乗って霞ヶ浦に出てみよう～

船上から霞ヶ浦を観察したり、湖の透視度を測ったりします。また、県霞ヶ浦環境科学センターでは、センター内を見学したり、ミジンコなどを顕微鏡で観察したりします。

- ▼日 時:8月6日(水) 午前9時～午後3時30分
- ▼内 容:霞ヶ浦の湖上体験
- ▼集合場所:総合保健福祉会館の臨時駐車場
- ▼行き先:霞ヶ浦湖上、県霞ヶ浦環境科学センター
- ▼対 象:小学生の親子(祖父母などとの参加も可)
- ▼募集人数:20組40名(定員で締切)
- ▼参加料:無料
- ▼持参品:弁当・飲み物・帽子・タオル・筆記用具など
- ▼申込期間:7月23日(水)まで



▲顕微鏡でミジンコを観察



▲ホワイトアイリス号

■「うら谷津」での自然観察会

うら谷津(やつ)とは、上長地内にある自然豊かな里山の名称です。

- ▼日 時:7月27日(日) 午前8時30分～正午
- ▼内 容:植物や野鳥の観察、昆虫の採集などの自然体験
- ▼集合場所:上長911番地付近(申込者には詳細図を送付します)
- ▼行き先:うら谷津周辺
- ▼対 象:小学生(3年生以下は保護者の同伴をお願いします)
- ▼募集人数:25名(定員で締切)
- ▼参加料:無料
- ▼持参品:飲み物・帽子・タオル・筆記用具など
- ▼申込期間:7月23日(水)まで



▲豊かな自然を体験できます

阿見町の地域貢献・ 社会貢献活動団体

町民活動推進課 ☎888-1111 (272) / 町民活動センター ☎888-2051

町民活動センターでは、町内で社会貢献・地域貢献の活動をしている団体情報を募集していますので、お気軽にご相談ください。

「アミエコクラブ」

私たちアミエコクラブは、町内の県地域温暖化防止活動推進員7名で作ったグループです。温暖化防止に向けて地域に根ざした活動を計画的に行うことを目的に活動を始めて今年で8年目になり、メンバーも11名に増えました。この間、下記の3つの活動を中心に行ってきました。

私たちはこれからも地域に根ざした活動をするために、町との協力関係を保ちながら、「みんなで楽しくエコライフ」を合言葉に活動を続けていきたいと思えます。

①地域温暖化防止講座(8回)

町民対象に講演会やエコ教室、見学会などを行い温暖化防止について呼びかけています。

②「あみ大好き青空市」に参加

より多くの人に身近で具体的なエコを伝えるために毎年「あみ大好き青空市」に出展しています。コミュニケーションを大切にしながら箸袋などのエコグッズの販売やエコクイズやアンケートなどを行っています。また、ゴーヤ茶を飲んでもらい、グリーンカーテンの作り方や効果などの説明をしています。

③子どもたちへの環境教育

県立竹園高校で作られた「環境カルタ」を使い、小学校の「放課後児童クラブ」や「放課後子供教室」で出前講座を行っています。子どもたちは夢中でカルタをしながらも必ず自分でできるエコを見つけてくれます。

問合せ 「アミエコクラブ」代表 佐野 ☎842-8810



▲アミエコクラブのメンバーと講師の高津先生(写真右から4人目)

活動報告コーナー

●田舎のたまり場「ゆのはら」活動報告

田舎のたまり場「ゆのはら」で、地域の皆さんが気軽におしゃべりや情報交換ができる場所づくりをしている湯原さんご夫婦が平成23年から、スルーネットピンポンに障がい者スポーツ指導員として参加しています。スルーネットピンポンとは、視覚障がい者同志が、一般に利用されているピンポン台と、ほぼ同じような台を使って、ピンポンを楽しむゲームです。ただし、皆さんご存じのピンポンと大きく異なる点は、転がると音が出るように工夫されたボールを使い、ネットの下をくぐらせるという点です。

この設備は、町の福祉事業の一環として視覚障がい者同士、または、心身に何らかの障がいを持っている人同士が、外に出て少しでも楽しむことができるよう導入したものです。参加者は、ピンポンはもちろんのこと、仲間と食事をしておしゃべりすることも楽しみの一つです。皆さん、ぜひ一度見学に来てください。



▲スルーネットピンポンの様子

活動日時 毎月第2・第4月曜日 午前10時～11時30分

活動場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』

指導 障がい者スポーツ指導員 湯原宏雄・三枝子 ☎888-0677

予科練平和記念館だより

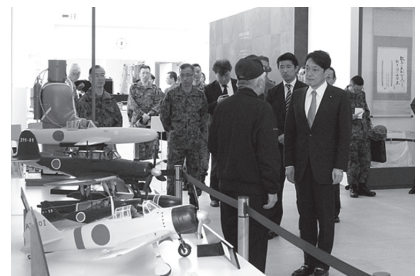
予科練平和記念館ホームページ: <http://www.town.ami.ibaraki.jp/yokaren/index.html>

予科練平和記念館 ☎891-3344 業務時間: 月曜日を除く午前9時～午後5時

第4回企画展『～写真で見る阿見町と航空隊～』開催

予科練平和記念館が所蔵する写真を他の実物資料とともに展示することで、当時の阿見町の姿や、予科練(教育部隊)である土浦海軍航空隊、また現在の茨城大学周辺に存在した霞ヶ浦海軍航空隊等について、現在と対照させながらご紹介します。

- ▼期日: 8月31日(日)まで ※月曜日休館。月曜日が祝日の場合は、翌火曜日が休館日となります
- ▼時間: 午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)
- ▼場所: 予科練平和記念館 20世紀ホール
- ▼観覧料: 常設展観覧チケットでご覧いただけます



▲館内を視察する小野寺防衛大臣(写真右端)

小野寺五典防衛大臣が予科練平和記念館を視察されました

4月16日、小野寺五典防衛大臣が予科練平和記念館を視察されました。当日は、予科練平和記念館歴史調査員の戸張礼記氏(元甲飛14期)から予科練についてご説明し、小野寺防衛大臣も予科練での生活や少年兵の様子に大変感銘を受けた様子でした。

よみきかせ『おはなしおさんぽの会』開催

お子さんに聞かせたい、選りすぐりの絵本の読み聞かせを行います。その後は、みんなで楽しく遊みましょう。

- ▼期日: 7月26日(土)
- ▼場所: 予科練平和記念館ラウンジ
- ▼時間: ①午前10時30分から
- ▼参加料: 無料
- ②午後2時から ※各回約1時間
- ▼対象: 小学生まで ※未就学のお子さまは保護者同伴でお願いします
- ▼その他: 事前予約不要。当日は、他のイベントも同時に開催します

『海軍航空隊ものがたり』を販売しています

「海軍航空隊ものがたり」は、阿見町の近代史として、予科練平和記念館歴史調査委員が中心となって編纂しました。詳細については、予科練平和記念館までお問い合わせください

- ▼主要内容: 全国から阿見町に参集した予科練習生等の教育・生活の様子、卒業後の勤務や戦死の状況など
- ▼販売価格: 3,500円(税込)
- ▼販売場所: 予科練平和記念館内の売店のみ ※遠方にお住まいの場合は、実費(書籍代+郵送料)を現金書留でお送りいただく方法もあります

〈広告欄〉

<p>当社がサノニック・三菱等の施工認可を受けています。</p> <p>「太陽光発電システム」</p>  <p>○屋間の電気代はおまかせ！ ○補助金制度を上手に利用！ ○余った電気は売電可能！</p>	<p>住まいのことなら 美都住建へ</p> <p>家の耐震等が心配という方には、当社のホームウェル耐震診断士が無料でアドバイスさせていただきます。</p> <p>土台と梁、桁、柱を優れた構造用下地材で固定するため耐力が分散し、高い安定した構造耐力が得られます！！</p> <p>●新築住宅に関する事は 美都住建 検索</p>	<p>LIXIL リフォーム 住まいプロ ホームウェル 住まいプロホームウェル美都和</p> <p>おすすめの1dayリフォーム商品</p> <table border="1"> <tr> <td>浴室、モットと壁紙に「壁紙の剥がし」</td> <td>工断不要でドア枠交換に「ドアの交換」</td> <td>玄関、廊下、洗面に「リフォームドア」</td> </tr> <tr> <td>洗面、モットと壁紙に「壁紙の剥がし」</td> <td>洗面、モットと壁紙に「壁紙の剥がし」</td> <td>洗面、モットと壁紙に「壁紙の剥がし」</td> </tr> </table> <p>住まいのプロ集団！</p> <p>日本最大級の住宅設備機・建材メーカー LIXIL が運営する、安心して品質の高いリフォーム加盟店です。全国の厳しい審査に合格した優良工務店が加盟するフランチャイズチェーンです。</p>	浴室、モットと壁紙に「壁紙の剥がし」	工断不要でドア枠交換に「ドアの交換」	玄関、廊下、洗面に「リフォームドア」	洗面、モットと壁紙に「壁紙の剥がし」	洗面、モットと壁紙に「壁紙の剥がし」	洗面、モットと壁紙に「壁紙の剥がし」
浴室、モットと壁紙に「壁紙の剥がし」	工断不要でドア枠交換に「ドアの交換」	玄関、廊下、洗面に「リフォームドア」						
洗面、モットと壁紙に「壁紙の剥がし」	洗面、モットと壁紙に「壁紙の剥がし」	洗面、モットと壁紙に「壁紙の剥がし」						
<p>建築業知事免許(般-24)第22375号 【本 社】阿見町実穀 1283-10</p> <p>(株)美都住建 TEL.029-842-7196</p> <p>【陶板浴 和】阿見町中央 1-5-32</p>		<p>茨城県知事免許(4)第5548号</p> <p>(有)美都和 阿見町中央 1-5-32</p> <p>TEL.029-891-2200</p>						

お知らせ

Information

生涯学習課から

▼夏休み学習コーナーの開設について
町内各公民館・ふれあいセンターを開放します。

▼期日 7月19日(土)～8月31日(日)
▼時間 午前9時～午後7時
※小学生は午後5時まで

▼内容 夏休み期間中、小・中・高校生の学習の場として、中央・君原・かすみの各公民館および本郷・舟島の各ふれあいセンターのロビーの一部を開放します

※月曜日と7月22日(火)は休館

町文化財調査研究会メンバー募集

町の歴史等を調査研究している5つの班のあつまりです。年1回活動成果を展示して発表しています。町の歴史を知りたい人、もっと深く学びたい人、一緒に活動しませんか？

活動している班 ▼樹木班：

町内の名木古木を調査・記録しています ▼建造物班：歴史的建造物・古民家等を調査しています ▼石造物班：石仏・

石碑等を調査・記録しています ▼民話班：町の民話や昔話を発掘・記録しています ▼古文書班：古文書を調査し郷土の歴史を学んでいます

▼活動日 班により異なる
▼費用 入会費・年会費等不要
▼申込期間 随時
▼申込方法 電話で左記に申し込む

▼問合せ 生涯学習課(中央公民館内) ☎8888-2526

町内産農産物の放射能測定結果

町内産農産物について、『食品放射能測定システム』により放射性物質の測定を無料で行っています。5月の測定結果(合計9検体)については、左記のとおりです。なお、()内数字は、測定検体数を表します。

▼不検出 サクランボ・メロン・スイカ(2)・トウモロコシ・トマト・野ブキ

▼基準値内のもの キウイの葉・ローリエ

▼基準値を超えたもの 無し

※『不検出』とは、『検出限界値』未満であることを表し、おおむね25ベクレル毎キログラムになります

※『新基準値』……穀類・肉・魚・野菜などの『一般食品』は100ベクレル毎キログラムです

▼食品放射能測定の申込方法
電話または直接左記に申し込む

▼問合せ 農業振興課 ☎8888-1111(183)

町税等の納付催告書を送付しています

町では例年7月・12月の年2回、町税等に未納のある人に対して納付催告書を送付しています。催告書が届いた場合は、催告書に記載のある町税等が未納となっておりますので、記載された指定期限までに納付してください。指定期限までに納付または連絡がない場合は、税負担の公平性を保つため、滞納処分を行う場合があります。

指定期限までの納付が難しい場合は、納税相談を随時受け付けていますので、電話連絡のうえ収納課までお越しください。なお、催告書が到達する前に納付済みのときは行き違いですのでご容赦ください。

▼問合せ 収納課 ☎8888-1111(147・148)

食品取扱者の保菌検査(検便)の実施

茨城県食品衛生法施行条例第2条「管理運営基準」並びに、茨城県食品衛生条例第3条「衛生基準」に基づき、食品営業施設および取扱者は保菌検査(検便)を実施してください。

▼期日 7月17日(木)
▼時間 午前9時30分～午前11時
▼場所 阿見町商工会

▼対象 町内の食品・調理・販売等の取り扱い従事者(パート・アルバイトを含む)
▼持参品 ▼検体(便) ▼腸内病原細菌検査申込書 ▼食品衛生責任者管理記録簿 ▼検査手数料1検体につき800円(検査項目：赤痢・サルモネラ・O157)

▼容器配布等 ▼衛生協会会員には各支部・各地区の食品衛生推進員を通じて配布予定 ▼大型施設等は、事前に土浦保健所まで取りに来てください

▼町商工会・県総合健診協会 県南センター(土浦市手野)にも備え付けてあります

▼その他 都合が合わない場合は、毎週水曜日(午前9時～午前11時)土浦保健所内食品衛生協会にて受付可(事前に必ずお問い合わせください)

▼問合せ ▼土浦保健所衛生課 ☎8211-5364 ▼土浦食品衛生協会 ☎8221-4127

〈広告欄〉

1等・前後賞合わせて

6億円

サマージャンボ

7月4日(金)同時発売 各1枚300円

7月4日(金)～25日(金)まで
抽せん日/平成26年8月5日(火)

●1等…6,000万円×90本
(発売総額270億円×9ユニットの場合)

宝くじに関するお問合せ/03-3535-9033[みずほ銀行] 公益財団法人 茨城県市町村振興協会

音楽で元気にするまちづくり事業

●『ジェットストリームin君原』コンサート開催

- ▼日時 8月3日(日)午後1時30分開演(開場:午後1時)
- ▼場所 君原公民館
- ▼出演者 シルバーウィングス(JAL吹奏楽)・サンデー君原(社交ダンス)
- ▼入場料 無料
- ▼問合せ 君原公民館 ☎889-1363

●『音楽のこころ』コンサート開催

- ▼日時 7月27日(日)午前10時開演(開場:午後9時30分)
- ▼場所 かすみ公民館
- ▼出演者 霞南至健中学校・ピカケ・ラ プリマベラ・健康尺八・清水ファミリー・阿見フオークソングクラブ・阿見かつばれ道場・愛唱歌をうたう会・すずらん
- ▼入場料 無料
- ▼問合せ かすみ公民館 ☎888-8111

■『家族介護支援事業』参加者募集

- ▼内容 講話『今日からできる認知症予防(第2弾)』
- ▼講師 堀田和司氏(県立医療大学作業療法学科)・町地域包括支援センター職員
- ▼対象 町内在住または在勤で介護に関心のある人
- ▼募集人数 30人程度
- ▼参加料 無料
- ▼申込期間 7月25日(金)まで
- ▼※土・日・祝日を除く
- ▼申込方法 電話で左記に申し込む
- ▼問合せ 町地域包括支援センター ☎88878124

- ▼内容 講話『今日からできる認知症予防(第2弾)』
- ▼講師 堀田和司氏(県立医療大学作業療法学科)・町地域包括支援センター職員
- ▼対象 町内在住または在勤で介護に関心のある人
- ▼募集人数 30人程度
- ▼参加料 無料
- ▼申込期間 7月25日(金)まで
- ▼※土・日・祝日を除く
- ▼申込方法 電話で左記に申し込む
- ▼問合せ 町地域包括支援センター ☎88878124

■ホストファミリー募集

姉妹都市である米国スーペリア市から訪問団が来町することに伴い、ホストファミリー3家族を募集します。

- ▼期間 7月31日(木)午後6時～8月6日(水)午後1時まで
- ▼内容 主にご家庭での宿泊・食事の提供など ※ホームステイ予定者は、日中は協会のイベント等に参加します
- ▼対象 町内居住の単身世帯以外の世帯
- ▼ホームステイ予定者 スーペリア市訪問団の成人女性2人・成人男性1人
- ▼その他 一部費用補助あり
- ▼申込方法 7月16日(水)までに、電話で左記に申し込む

- ▼問合せ 町国際交流協会事務局 ☎888-1111(292)
- ※火～金曜日の午前8時30分～午後5時15分

■町シルバー人材センター入会説明会開催

- ▼日時 7月15日(火)
- ▼時間 午前10時～正午
- ▼場所 町シルバー人材センター(総合保健福祉会館)さわやかセンター(別館)
- ▼対象 町シルバー人材センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人(入会承認制)
- ▼問合せ (公社)町シルバー人材センター ☎888-2036

■道路上に張り出している樹木等の伐採

樹木等が繁茂する季節となり、道路敷地内への枝の張り出しや、倒木により通行の支障をきたしているとの苦情が多数寄せられています。張り出した枝等により事故が生じた場合には、土地所有者の責任が問われることとなります。

土地所有者の皆さまには、個人の管理・責任のもと、事故につながる危険な樹木の伐採等の適切な処置を取られますようお願いいたします。

- ▼問合せ 県庁ケ崎工事事務所 所道路管理課 ☎0297-6511297
- ▼都市施設管理課 ☎888-1111(252・253)

■個人事業税は便利な口座振替で!

口座振替をご利用になると、納期限を忘れず、わざわざ金融機関に納付に行く必要がなくなりとても便利です。お申し込みは、県税事務所または預金先の金融機関へお問い合わせいただくか、納税通知書(8月中旬ごろ発送)に同封のハガキをご利用ください。

- ▼問合せ 県土浦県税事務所管理課 ☎822-7203

■『第11回肝臓病教室』開催

- ▼日時 7月19日(土)
- ▼時間 午後1時30分から
- ▼場所 東京医大茨城医療センター 医療・福祉センター
- ▼内容 講演会「C型肝炎治療はどうかわる？」講師・池上正氏(消化器内科准教授)他 ※講義終了後、Q&Aコーナーがあります
- ▼参加料 無料(事前予約不要)
- ▼問合せ 東京医大茨城医療センター 経営企画・広報室 ☎887-1161(769)

〈広告欄〉

平成27年4月新コース制スタート

＜オープンスクール＞ 7月27日(日) 8月 2日(土)
8:30AMより本校にて 8月 3日(日) 8月27日(水)
※8月27日は部活動体験会 8:30AM～

霞ヶ浦高等学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-887-0013 FAX. 029-887-9380
URL. <http://www.kasumi.ed.jp>

輝く笑顔は充実の証

＜オープンスクール＞ 7月 5日(土)
9:00AMより本校にて 8月 9日(土)
※本校ホームページ・電話・FAXよりお申し込み下さい。

霞南至健中学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-888-8208 FAX. 029-888-8016
URL. <http://www.kananshiken.ed.jp>

『まちのニュース・町長日記』



『民謡民舞茨城県大会』

6月4日には、民謡民舞茨城県大会で優勝された岡野とし子さん（実穀在住）が町長室に来られました。

この大会は、5月31日に結城市のアクロスで開催されたもので、日本郷土民謡協会茨城県連合会などが主催したものです。

岡野さんは、10月の全国大会に向け「武道館でも頑張ってきます。」と意気込みを語ってくれました。

民謡は、日本人の心のふるさとであり、日本固有の音楽の原点です。町では、これからも郷土芸能や音楽・芸術などを積極的に振興し、文化の香り高いまちづくりを進めてまいります。

阿見町長 天田富司男



●定例相談●

人権相談／行政相談 日時:7月3日(木)・8月7日(木)

午前10時～午後3時／場所:役場3階305会議室

問い合わせ 総務課 ☎888-1111(215)

子育て相談 電話・来所相談:月～金曜日午前9時～

午後4時／場所:中郷保育所内／訪問相談:随時受付

問い合わせ 地域子育て支援センター ☎891-2772

教育相談 日時:火～金曜日午前9時～午後3時／

場所:図書館となり

問い合わせ 教育相談センター ☎888-1225

心配ごと相談 日時:水曜日午後1時～4時／**弁護士**

相談:月1回午後1時～3時30分(毎週水曜日の心配ごと相談で要予約)／場所:総合保健福祉会館相談室

問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎887-0084

高齢者総合相談 日時:月～金曜日午前8時30分～

午後5時15分／場所:町社会福祉協議会内

問い合わせ 町地域包括支援センター ☎887-8124

消費者相談 日時:月～金曜日午前9時～正午、午後

1時～4時／場所:役場1階町消費生活センター

問い合わせ 町消費生活センター ☎888-1871

交通事故相談 日時:月～金曜日午前9時～正午、午

後1時～4時45分／**弁護士相談**:水曜日午後1時～

4時[要予約]／場所:県土浦合同庁舎

問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

●人口と世帯●

●総人口 47,817人 (-22) ▽6月1日現在

●男性 23,720人 (-12) ▽常住人口ベース

●女性 24,097人 (-10) ▽()内は前月比

●世帯数 18,714世帯 (+14) ▽情報政策課調べ

7月の納税等

固定資産税(2期)
国民健康保険税(1期)
後期高齢者医療保険料(1期)
納期限 7月31日(木)

8月の納税等

町・県民税(2期)
国民健康保険税(2期)
後期高齢者医療保険料(2期)
介護保険料(3期)
納期限 9月1日(月)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

交通事故発生状況 5月(年累計)

消防署調べ	急病	80件(504)
出場件数 136件(786)	交通事故	16件(83)
	一般負傷	29件(120)
※救急車の適正な利用を お願いします	その他	11件(79)
	合計	136件(786)

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼**公共施設**:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階秘書課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼**その他の施設**:阿見・中央一・阿見原・青宿・実穀・君原の各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店